

建設業法施行規則の改正に伴う各種申請等の取扱いについて

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が本年1月1日に施行されており、日本で設立の登記をした法人に対しては必ず、それ以外の法人については一定の手続きを踏むことにより、法人番号が指定されることとされています。

今般、建設業の許可事務についても、建設業許可申請書等に同法第2条第15項に規定する法人番号を記載する欄を新設する等の改正が行われました。

つきましては、同規則の改正に伴う各種申請等の取扱いについて、掲載資料をご参照の上、円滑な手続きを行うことができるよう、ご理解、ご協力の程宜しく御願ひ致します。

なお、本改正による各種申請等の取扱いについて掲載している内容は、**九州地方整備局管内の国土交通大臣許可業者を対象**としておりますので、各県知事許可業者と一部取扱いが異なる場合がありますので、念のため申し添えます。

問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局
建政部建設産業課
092-471-6331(代表)
建設業許可について
内線6145 6146
経営事項審査について
内線6145